

平成25年度第2回教育研究評議会 議事要旨

日時 平成25年4月17日(水) 16時59分開会

場所 第1会議室

出席者 21名

山本学長, 和田理事(総務・財務担当副学長), 大矢理事(教育担当副学長), 奥田副学長, 鈴木評議員(言語センター長), 李評議員(ビジネス創造センター長), 穴沢評議員(国際交流センター長), 松家評議員(経済学科長), 坂柳評議員(商学科長), 林評議員(企業法学科長), 持田評議員(社会情報学科長), 八木評議員(一般教育系学科主任), 金評議員(現代商学専攻長), 篠本評議員(アントレプレナーシップ専攻長), 横田評議員(経済学科教授), プラート評議員(商学科教授), 石黒評議員(企業法学科教授), 中村(隆)評議員(社会情報学科教授), 上野評議員(一般教育系教授), 山本(久)評議員(言語センター教授), 瀬戸評議員(アントレプレナーシップ専攻教授)

公欠者 1名

平沢評議員(情報処理センター長)

欠席者 0名

議事に先立ち, 山本学長から, 追加の審議事項として予定していた「小樽商科大学における学生団体に関する規程の制定について」は, 先ほど開催された学部・大学院合同教授会において, 継続審議とされることになったため, 審議事項としては追加しない旨, 報告があった。

なお, 本件に関連して, 評議員から, 本学においては, 学生自治会を經由して学生団体を調整するのが望ましいとの意見が出された。

山本学長から, 本件については, 学生の安全配慮義務にも関係することなので, 改めて検討することにしたい旨, 発言があった。

事前に配付している前回(4月3日)開催の平成25年度第1回教育研究評議会の議事要旨の確認が行われた。

審 議 事 項

1. **国立大学法人小樽商科大学における教員の任期に関する規程の一部改正(案)について**
山本学長から, 国立大学法人小樽商科大学における教員の任期に関する規程の一部改正(案)について, 審議資料1に基づき, 提案があった。
審議の結果, 原案どおり承認された。
承認後, 山本学長から, 国立大学法人小樽商科大学における教員の任期に関する規程の一部改正については, 平成25年4月17日付けで制定し, 平成25年4月1日付けで適用する旨, 説明があった。

次回の会議日程

次回の教育研究評議会は, 5月15日(水)に開催する予定である。

以 上